

令和5年度における環境省の中小企業者に関する契約の方針

令和5年9月
環境省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される中で、影響を受けている中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要であることから、令和5年度の環境省における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が61%、金額が約250億円になるよう努めるものとする。
- (2) 新規中小企業者向け契約目標については、「基本方針」において、「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き3%を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めつつ、前年度までの実績を上回るように努め、平成30年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、概ね倍増の1%以上を目指すものとする。

- (3) 中小企業者の受注の機会の増大に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

推進本部においては、(1)及び(2)の目標達成に向けて、調査の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、関係部局に対し指導・助言等を行う。

【推進本部の構成員】

本部長：大臣官房会計課長

本部員：大臣官房会計課監査指導室長、大臣官房会計課課長補佐（契約担当）、大臣官房各課（環境経済課及び環境影響評価課、地域脱炭素事業推進課を除く）

く。)・各部局総括課課長補佐(庶務担当)、原子力規制庁長官官房会計部門参事官補佐

その他推進本部が必要と認めたときは、上記以外の職員を参画させることができる。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

- (1) 入札情報を環境省ホームページ又は政府電子調達システムの調達ポータルへ掲載することによる当省からの情報発信を継続する。
- (2) 中小企業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、必要に応じ説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取組を継続する。
- (3) 総合評価落札方式で実施する競争入札(工事及び測量・建設コンサルタント等の業務を除く。)においては、全省庁統一資格を有する全ての等級の者を入札に参加させることとする。
- (4) 政府が進める「働き方改革」関連取組や関係省庁からの要請、公共工事の入札及び契約適正化を図るため措置に関する指針等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し中小企業者が十分対応できるよう配慮するとともに、最低賃金引き上げ分の契約金額変更について柔軟な対応を行うものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者との契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後(前金払、中間前金払においてはその都度)、速やかに支払いを行うこととする。
- (6) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費、輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- (7) 大臣官房会計課に「官公需相談窓口」を設置し、中小企業者からの相談に応じ、情報を提供する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して仕様内容等を定めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に 関し必要な事項

大臣官房会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を必要に応じて関係部局に提供する。